

平成28年6月16日  
(第3回定例会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

議案第 1 号	十勝岳望岳台防災シェルター条例の制定について	----- 1~ 3
議案第 2 号	美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	----- 4
議案第 3 号	美瑛町税条例等の一部改正について	----- 5~12
議案第 4 号	美瑛町都市計画税条例の一部改正について	----- 13~14
議案第 5 号	美瑛町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について	----- 15
議案第 6 号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について	----- 16~21
議案第 7 号	美瑛町へき地保育所条例の一部改正について	----- 22~24
議案第 8 号	平成 28 年度美瑛町一般会計補正予算について	----- 25~42
議案第 9 号	平成 28 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について	----- 43~48
議案第 10 号	平成 28 年度美瑛町立病院事業会計補正予算について	----- 49~50
議案第 11 号	副町長の選任について	----- 51
議案第 12 号	請負契約の締結について	----- 52
議案第 13 号	請負契約の締結について	----- 53
議案第 14 号	請負契約の締結について	----- 54
議案第 15 号	請負契約の締結について	----- 55
議案第 16 号	請負契約の締結について	----- 56
議案第 17 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	----- 57~61
議案第 18 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	----- 62
議案第 19 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	----- 63~65

議案第 20 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の 変更について	----- 66
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	----- 67
報告第 1 号	平成 27 年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越 計算書について	----- 68~70
報告第 2 号	美瑛町土地開発公社の経営状況について	----- 71~75
報告第 3 号	有限会社美瑛物産公社の経営状況について	----- 76~80
報告第 4 号	一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況に ついて	----- 81~85
報告第 5 号	一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営 状況について	----- 86~90

## 議案第1号

### 十勝岳望岳台防災シェルター条例の制定について

十勝岳望岳台防災シェルター条例を次のとおり制定する。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

#### 十勝岳望岳台防災シェルター条例

##### (目的)

第1条 この条例は、十勝岳の噴火災害等から登山者及び旅行者の生命及び身体を保護するとともに、火山防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりに寄与するために設置する施設の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

##### (名称及び位置)

第2条 この施設は、十勝岳望岳台防災シェルター（以下「シェルター」という。）と称し、美瑛町字白金に置く。

##### (事業)

第3条 シェルターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 噴火災害等の緊急時における避難場所の提供に関する事業
- (2) 防災資材、非常用食料、飲料水の備蓄及び保管に関する事業
- (3) 火山防災に関する啓発及び指導に係る事業
- (4) 火山防災に関する資料及び装置の展示に係る事業
- (5) その他目的達成のために必要な事業

##### (開館時間)

第4条 シェルターの開館時間は、24時間とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

##### (入館料)

第5条 シェルターの入館料は、無料とする。

(施設の一部使用)

第6条 町長は、美瑛町財務規則(平成7年美瑛町規則第1号)第184条の規定に基づき、シェルターの一部使用を許可することができる。

(使用許可)

第7条 前条の規定によりシェルターの一部を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可をする場合において、シェルターの管理運営上必要があると認めたときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第8条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料として1平方メートル当たり月額910円を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第10条 納入された使用料は、これを返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用許可の制限)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、シェルターの使用を許可しない。

- (1) その使用が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) その使用が、建物、設備及び備付備品を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他、管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第12条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的に反したとき。
- (2) 使用許可の条件に反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (5) 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。
- (6) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

(原状回復)

第14条 使用者は、シェルターの使用を終了し、又は第12条の規定による使用許可の取消し等を受けたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、町において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(取消し等による損害の責任)

第15条 町長は、第12条の規定による使用許可の取消し等によって使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(行為の制限)

第16条 シェルターにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(1) 新たな設備を設置する行為

(2) その他町長が特に必要があると認める行為

(損害の賠償)

第17条 シェルターに損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(施行規定)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による事前の使用の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第2号

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成8年美瑛町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

(美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年美瑛町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第3号

美瑛町税条例等の一部改正について

美瑛町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町税条例等の一部を改正する条例

(美瑛町税条例の一部改正)

第1条 美瑛町税条例(昭和47年美瑛町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第43条見出し中「これに」を「これらに」に改め、同条第1項中「規定に



よって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるもの限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるもの限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出され

ており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間  
第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少さ

せる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは、「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を

適用することができる。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第11項を同条第17項とし、同条第10項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

附則第10条の2中第9項を第14項とし、第8項を第13項とし、第7項の次に次の5項を加える。

8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(美瑛町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成27年美瑛町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「、新条例」を「、美瑛町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項

の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、同表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中美瑛町税条例第19条の改正規定並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第2条中美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成27年美瑛町条例第11号）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、美瑛町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中美瑛町税条例第34条の4の改正規定及び次条第3項の規定 平成29年4月1日
- (3) 第1条中美瑛町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定

平成30年1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の美瑛町税条例(以下「新条例」という。)

第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して

課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第16項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第4号

美瑛町都市計画税条例の一部改正について

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例

美瑛町都市計画税条例（昭和47年美瑛町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第9項とする。



附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第5項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

- 4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美瑛町都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第4項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第5号

美瑛町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について

美瑛町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 美瑛町固定資産評価審査委員会条例(昭和45年美瑛町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「前3条」を「第10条から第12条まで」に改める。

(美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(平成28年美瑛町条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示(同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第 6 号

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 6 月 16 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例（平成 28 年美瑛町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額	
階層区分	定義	(月額)	
第 1	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0 円	
第 2	第 1 階層を除 き当該年度分	市町村民税非 課税世帯及び ひとり親 世帯等	0 円

	の4月分から 8月分までの 利用者負担額	市町村民税均 等割の額のみ の世帯	ひとり親 世帯等以 外	0円
第3	の算定にあっ ては前年分の、 当該年度の9 月分から3月 分にあつては 当該年度分の	市町村民税 所得割の額 77,100円 以下の世帯	ひとり親 世帯等	4,700円
			ひとり親 世帯等以 外	5,700円
第4	市町村民税の 額の区分が右 欄の区分に該	市町村民税所得割の額 211,200円以下の 世帯		10,300円
第5	当する世帯	市町村民税所得割の額 211,201円以上の 世帯		15,500円

備考

- 1 所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 2 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 次に掲げる在宅障害児等を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

3 1による市町村民税所得割の額（以下「所得割額」という。）が77,101円以上の世帯で同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。

4 所得割額が77,100円以下の世帯で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。

5 所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。

6 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。

別表第2 (第3条関係)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額 (月額)							
階層区分	定義			3号認定		2号認定					
				3歳未満児の場合		3歳児		4歳以上児の場合			
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
第1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)			0円		0円		0円			
第2	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円		0円		0円			
			ひとり親世帯等以外	6,000円		4,000円		4,000円			
第3	利用者負担額の算定にあつては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税均等割の額のみ の世帯及び市町村民税所得割の額48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	11,700円		9,700円		9,700円			
			ひとり親世帯等以外	12,700円		10,700円		10,700円			
第4	税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割の額48,600円以上72,800円未満の世帯	ひとり親世帯等	14,600円		12,200円		12,200円			
			ひとり親世帯等以外	15,600円		13,200円		13,200円			
第5		市町村民税所得割の額72,800円以上97,000円未満の世帯		19,500円		17,500円		17,500円			
第6		市町村民税所得割の額97,000円以上169,000円未満の世帯		24,000円		21,600円		21,600円			

第7	市町村民税所得割の額 169,000円以上235,000 円未満の世帯	35,600円	27,600円	22,700円
第8	市町村民税所得割の額 235,000円以上の世帯	48,800円	27,600円	22,700円

備考

- 1 所得割(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額の計算については、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 2 この表の3歳未満児とは、保育を実施する日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。以下、3歳児、4歳以上児も同様とする。
- 3 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 次に掲げる在宅障害児等を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯
- 4 1による市町村民税所得割の額(以下「所得割額」という。)が

57, 700円以上の世帯で同一世帯において小学校就学前の子どもが複数人同時に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。

5 所得割額が57, 700円未満の世帯で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。

6 所得割額77, 101円未満のひとり親世帯等で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。



議案第7号

美瑛町へき地保育所条例の一部改正について

美瑛町へき地保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町へき地保育所条例の一部を改正する条例

美瑛町へき地保育所条例（昭和43年美瑛町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層区分	定義		
生活保護世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
市町村民税非課税世帯	生活保護世帯を除き当該年度分の4月から8月分までの利用者負担額の算定にあたっては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあ	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外	3,000円
市町村民税課税世帯	っては当該年度分の市町村民税の額の区分が左欄の区分に該当する世帯	6,000円	

## 備考

- 1 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 次に掲げる在宅障害児等を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯
- 2 階層区分が市町村民税課税世帯に該当する世帯のうち、所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額（ただし、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。以下「所得割額」という。）が57,700円以上の世帯であって、同一世帯から2人以上の児童を入所させている場合は、2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
- 3 階層区分が市町村民税非課税世帯であるひとり親世帯以外の世帯及び市町村民税課税世帯である世帯のうち、その所得割額が57,700円未満の世帯であって、同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。

- 4 階層区分が市町村民税課税世帯である世帯のうち、その所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等であって、同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第 8 号

平成 2 8 年度 美瑛町一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 8 年度美瑛町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 6 3, 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 6 7 1, 5 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 8 年 6 月 1 6 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,537,300	5,000	4,542,300
	1 地方交付税	4,537,300	5,000	4,542,300
12 分担金及び負担金		4,376	380	4,756
	1 負担金	4,376	380	4,756
14 国庫支出金		987,403	1,310	988,713
	2 国庫補助金	645,271	1,310	646,581
15 道支出金		858,035	415,904	1,273,939
	2 道補助金	602,797	415,904	1,018,701
17 寄附金		1	12,419	12,420
	1 寄附金	1	12,419	12,420
18 繰入金		376,799	△17,208	359,591
	1 繰入金	376,799	△17,208	359,591
19 繰越金		20,200	12,160	32,360
	1 繰越金	20,200	12,160	32,360
20 諸収入		200,039	1,335	201,374
	5 雑入	89,084	1,335	90,419
21 町債		1,537,800	32,000	1,569,800
	1 町債	1,537,800	32,000	1,569,800
歳入	合計	10,208,200	463,300	10,671,500

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,714,676	8,034	1,722,710
	1 総務管理費	1,671,152	8,034	1,679,186
3 民生費		1,269,315	1,935	1,271,250
	1 社会福祉費	713,306	1,280	714,586
	2 児童福祉費	556,009	655	556,664
6 農林水産業費		916,004	417,730	1,333,734
	1 農業費	457,467	415,975	873,442
	2 耕地費	374,819	1,755	376,574
7 商工費		438,708	△13,104	425,604
	1 商工費	340,258	△7,987	332,271
	2 文化スポーツ振興費	98,450	△5,117	93,333
8 土木費		1,737,767	35,000	1,772,767
	2 道路橋梁費	842,130	35,000	877,130
10 教育費		764,545	1,286	765,831
	1 教育総務費	194,727	1,000	195,727
	2 小学校費	464,437	△150	464,287
	3 中学校費	76,979	1,014	77,993
	4 社会教育費	28,402	△578	27,824
12 諸支出金		430,761	12,419	443,180
	1 普通財産取得費	529	12,419	12,948
歳 出	合 計	10,208,200	463,300	10,671,500

## 第 2 表 地方債補正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
緊 急 防 災 減 災 事 業  農 業 技 術 研 修 セ ン タ ー 改 修 事 業 ( 30,000 )  白 金 十 勝 岳 線 道 路 整 備 事 業 ( 0 )	306,100	証 書 借 入 又 は 証 券 行 発 行	3.0% 以 内	政府資金につ いては、その 融 資 条 件 に よ り、銀行その 他 の 場 合 に は そ の 債 権 者 と 協 定 す る も の に よ る。た だ し、町財政の 都 合 に よ り 据 置 期 間 及 び 償 還 期 限 を 短 縮 し、又 は 繰 上 償 還 も し く は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。	341,500	変 更 前 に 同 じ	変 更 前 に 同 じ	変 更 前 に 同 じ
過 疎 対 策 事 業  (ソフト分) 観 光 振 興 対 策 事 業 ( 8,000 )	820,500	証 書 借 入 又 は 証 券 行 発 行	3.0% 以 内	"	817,100	変 更 前 に 同 じ	変 更 前 に 同 じ	変 更 前 に 同 じ
合 計	1,537,800				1,569,800			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	4,537,300	5,000	4,542,300
	1	地方交付税	4,537,300	5,000	4,542,300
		1	地方交付税	4,537,300	5,000
12		分担金及び負担金	4,376	380	4,756
	1	負 担 金	4,376	380	4,756
		3	農林水産業費負担金	4,202	380
14		国庫支出金	987,403	1,310	988,713
	2	国庫補助金	645,271	1,310	646,581
		1	総務費補助金	12,514	986
	2	民生費補助金	10,943	324	11,267
15		道支出金	858,035	415,904	1,273,939
	2	道補助金	602,797	415,904	1,018,701
		1	総務費補助金	20,750	△250
	4	農林水産業費補助金	444,442	416,154	860,596
17		寄 附 金	1	12,419	12,420
	1	寄 附 金	1	12,419	12,420
		1	寄 附 金	1	12,419
18		繰 入 金	376,799	△17,208	359,591
	1	繰 入 金	376,799	△17,208	359,591
		1	繰 入 金	376,799	△17,208
19		繰 越 金	20,200	12,160	32,360
	1	繰 越 金	20,200	12,160	32,360
		1	繰 越 金	20,200	12,160
20		諸 収 入	200,039	1,335	201,374
	5	雑 入	89,084	1,335	90,419
		4	雑 入	89,081	1,335

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	5,000	1 特別交付税	
1 耕地費負担金	380	1 基幹水利施設管理負担金 しろがね地区	
1 総務管理費補助金	986	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2 地方創生推進交付金	2,486 △1,500
2 児童福祉費補助金	324	1 子どものための教育・保育事業費補助金	
1 総務管理費補助金	△250	1 地域づくり総合交付金	
1 農業費補助金	415,551	1 農業適正使用推進事業補助金 2 環境保全型農業直接支払推進事業補助金 3 産地パワーアップ事業補助金 4 酪農・畜産収益力強化整備等特別対策事業補助金	1,500 10 28,545 385,496
2 耕地費補助金	603	1 基幹水利施設管理事業補助金 しろがね地区	
1 寄附金	12,419	1 まちづくり寄附金	
1 繰入金	△17,208	1 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金	
1 繰越金	12,160	1 前年度繰越金	
2 雑入	1,335	1 町有建物災害共済金 2 日本スポーツ振興センター補償金	314 1,021

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
21		町 債	1,537,800	32,000	1,569,800
	1	町 債	1,537,800	32,000	1,569,800
	4	農林水産業債	112,800	400	113,200
	5	商工債	34,600	△3,400	31,200
	6	土木債	463,500	35,000	498,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 農業債	400	1 農業債 (1) 緊急防災減災 農業技術研修センター改修事業債
1 商工債	△3,400	1 商工債 (1) 過疎対策（ソフト分）観光振興対策事業債
1 道路橋梁債	35,000	1 道路橋梁債 (1) 緊急防災減災 白金十勝岳線道路整備事業債

## (歳 出)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
2		総務費	1,714,676	8,034	1,722,710	△16,472	24,506
	1	総務管理費	1,671,152	8,034	1,679,186	△16,472	24,506
		2	一般管理費	64,814	500	65,314	
	5	財産管理費	57,753	870	58,623		870
	6	情報管理費	66,191	4,986	71,177	国庫支出金 986 繰入金 △1,500	5,500
	7	地域振興費	75,039	△2,969	72,070	繰入金 △9,528	6,559

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	500	1 みんなで歩むまちづくり (1) 行政区会館運営費補助事業 補助金(補)	500 500 (500)
18 備品購入費	870	1 みんなで歩むまちづくり (1) 庁舎維持管理事業 備品購入費(物)	870 870 (870)
13 委託料	2,000	1 みんなで歩むまちづくり (1) 情報戦略推進事業 業務委託(事)	4,986 5,500 (5,000)
18 備品購入費	500	備品購入費(事)	(500)
19 負担金補助 及び交付金	2,486	(2) 社会保障・税番号制度システム整備事業 負担金(補)	2,486 (2,486)
		(3) 情報ネットワーク構築事業 業務委託(事)	△3,000 (△3,000)
1 報酬	5,188	1 みんなで歩むまちづくり (1) 日本で最も美しい村推進事業 補助金(補)	△2,969 △800 (△600)
3 職員手当等	12	諸団体及び諸会議負担金	(△200)
4 共済費	950	(2) 地域おこし協力隊管理事業 嘱託職員報酬	6,559 (5,188)
9 旅費	340	通勤手当	(12)
		共済費	(950)
11 需用費	50	職員旅費	(340)
		消耗品費(物)	(50)
13 委託料	19	医療・衛生委託(物)	(19)
19 負担金補助 及び交付金	△9,528	(3) 丘のまちびえい活性化協会補助金 補助金(補)	△8,728 (△8,728)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	10	災害対策費	142,157	△500	141,657	道支出金 △250	△250
	12	諸 費	77,165	5,147	82,312	繰入金 △6,180	11,327
3		民生費	1,269,315	1,935	1,271,250	331	1,604
	1	社会福祉費	713,306	1,280	714,586		1,280
	7	地域支援事業費	19,697	1,280	20,977		1,280
	2	児童福祉費	556,009	655	556,664	331	324
	1	児童福祉総務費	194,374	648	195,022	国庫支出金 324	324
	2	保育所費	284,296	7	284,303	諸収入 7	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
8 報 償 費	△500	1 安全・安心なまちづくり (1) 防災活動事業 報償(物)	△500 △500 (△500)
8 報 償 費	11,251	1 みんなで歩むまちづくり (1) 十勝岳ジオパーク推進事業 負担金(補)	5,147 △6,180 (△6,180)
12 役 務 費	76	(2) まちづくり寄附管理事業 報償(物)	11,327 (11,251)
19 負担金補助 及び交付金	△6,180	手数料(物)	(76)
13 委 託 料	1,280	1 とともに支え合うまちづくり (1) 介護予防事業 業務委託(扶)	1,280 1,280 (1,280)
13 委 託 料	648	1 とともに支え合うまちづくり (1) 新子ども・子育て支援事業 業務委託(物)	648 648 (648)
22 補償補填及 び賠償金	7	1 とともに支え合うまちづくり (1) どんぐり保育園管理運営事業 補償金(補)	7 7 (7)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
6		農林水産業費	916,004	417,730	1,333,734	416,934	796	
	1	農業費	457,467	415,975	873,442	415,951	24	
		2	農業振興費	419,858	30,479	450,337	道支出金	24
							30,055	
		地方債	400					
	3	畜産業費	23,698	385,496	409,194	道支出金		
					385,496			
2		耕地費	374,819	1,755	376,574	983	772	
	3	基幹水利施設管理費	19,363	1,755	21,118	道支出金	772	
					603			
					負担金			
					380			

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	10	1 足腰の強い産業づくり 30,479
		(1) 農業技術研修センター改修事業 424
15 工事請負費	424	改修工事(事) (424)
		(2) 農業適正使用推進事業 1,500
19 負担金補助 及び交付金	30,045	補助金(補) (1,500)
		(3) 環境保全型農業直接支払推進事業 10
		消耗品費(事) (10)
		(4) 産地パワーアップ事業 28,545
		補助金(事) (28,545)
19 負担金補助 及び交付金	385,496	1 足腰の強い産業づくり 385,496
		(1) 酪農・畜産収益力強化整備等特別対策事業 385,496
		補助金(事) (385,496)
11 需用費	1,755	1 足腰の強い産業づくり 1,755
		(1) 基幹水利施設管理運営事業 1,755
		修繕料(事) (1,755)

7	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
					特定財源	一般財源			
7		商工費	438,708	△13,104	425,604	△3,086	△10,018		
	1	商工費	340,258	△7,987	332,271	△3,086	△4,901		
		3	観光費	103,989	△9,111	94,878	地方債 △3,400	△5,711	
			4	交流促進施設費	13,134	65	13,199		65
			5	ビルケの森費	7,595	1,059	8,654	諸収入 314	745
		2	文化スポーツ振興費	98,450	△5,117	93,333		△5,117	
	4		郷土学館費	24,118	△5,337	18,781		△5,337	
	6		保健体育総務費	4,800	220	5,020		220	
	8		土木費	1,737,767	35,000	1,772,767	35,000		
		2	道路橋梁費	842,130	35,000	877,130	35,000		
2			道路新設改良費	480,267	35,000	515,267	地方債 35,000		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	△9,111	1 足腰の強い産業づくり (1) 美瑛町観光協会補助金 (2) 観光振興対策（ライトアップ）事業 補助金（事）	△9,111 △5,476 △3,635 (△3,635)
12 役 務 費	65	1 足腰の強い産業づくり (1) 交流促進施設管理運営事業 手数料（物）	65 65 (65)
11 需 用 費	1,059	1 足腰の強い産業づくり (1) ビルケの森パークゴルフ場運営事業 修繕料（維）	1,059 1,059 (1,059)
18 備品購入費	△5,337	1 まちを動かす人づくり (1) 郷土学館管理運営事業 備品購入費（事）	△5,337 △5,337 (△5,337)
19 負担金補助 及び交付金	220	1 まちを動かす人づくり (1) 各種スポーツ大会派遣事業 補助金（補）	220 220 (220)
15 工事請負費	35,000	1 安全・安心なまちづくり (1) 白金十勝岳線道路改良舗装事業 整備工事（事）	35,000 35,000 (35,000)

10	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
		教育費	764,545	1,286	765,831	1,014	272
1		教育総務費	194,727	1,000	195,727		1,000
	2	事務局費	44,693	1,000	45,693		1,000
2		小学校費	464,437	△150	464,287		△150
	2	教育振興費	35,244	△150	35,094		△150
3		中学校費	76,979	1,014	77,993	1,014	
	2	教育振興費	23,786	1,014	24,800	諸収入 1,014	
4		社会教育費	28,402	△578	27,824		△578
	2	公民館費	7,859	△578	7,281		△578
12		諸支出金	430,761	12,419	443,180	12,419	
	1	普通財産取得費	529	12,419	12,948	12,419	
	8	丘のまちび えいまちづ くり基金費	0	12,419	12,419	寄附金 12,419	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	1,000	1 まちを動かす人づくり (1) 教育委員会事務局管理事業 補助金 (補)	1,000 1,000 (1,000)
8 報 償 費	△150	1 まちを動かす人づくり (1) キャリア教育推進事業 謝礼 (補)	△150 △150 (△150)
22 補償補填及 び賠償金	1,014	1 まちを動かす人づくり (1) 中学校災害共済給付事業 補償金 (補)	1,014 1,014 (1,014)
8 報 償 費	△578	1 まちを動かす人づくり (1) 公民館事業 謝礼 (補)	△578 △578 (△578)
25 積 立 金	12,419	1 みんなで歩むまちづくり (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 積立金 (積)	12,419 12,419 (12,419)

議案第9号

平成28年度 美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度美瑛町の老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,003千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 諸 収 入		80,050	4,234	84,284
	2 雑 入	10	4,234	4,244
歳 入 合 計		136,769	4,234	141,003

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 基金積立金		0	4,234	4,234
	1 基金積立金	0	4,234	4,234
歳 出 合 計		136,769	4,234	141,003

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
4		諸 収 入	80,050	4,234	84,284
	2	雑 入	10	4,234	4,244
		1 雑 入	10	4,234	4,244

(老人保健施設事業特別会計)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雑入	4,234	1 施設運営事業利益納付金

## (歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
3		基金積立金	0	4,234	4,234	4,234	
	1	基金積立金	0	4,234	4,234	4,234	
		1 老人保健施設事業基金積立金	0	4,234	4,234	諸収入 4,234	

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
25 積 立 金	4,234	1 みんなで歩むまちづくり	4,234
		(1) 老人保健施設事業特別会計基金の運用管理事業	4,234
		積立金 (積)	(4,234)

議案第10号

平成28年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成28年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		
	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 病院事業費用	1,285,188 千円	600 千円	1,285,788 千円
第1項 医業費用	1,254,147 千円	600 千円	1,254,747 千円

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収益的支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 病院事業費用				1,285,188	600	1,285,788	一般社団法人AMUSE負担金
	1. 医業費用			1,254,147	600	1,254,747	
		3. 経費		259,960	600	260,560	
			諸負担金	740	600	1,340	

議案第11号

副町長の選任について

下記の者を美瑛町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

住 所 美瑛町東町3丁目5番28号  
氏 名 石 井 典 夫  
生年月日 昭和30年4月7日生

議案第12号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

事業名	契約の方法	契約金額	契約先
防災行政無線（デジタル同報系）整備	一般競争入札による落札	円 77,760,000	美瑛町栄町2丁目2番23号 株式会社 北海電材工事社 代表取締役 大滝 敏彦

（参考資料）

整備内容	工期	その他
戸別受信機納入・設置 1,550台 （設置地区：西町・本町・ 中町・旭町・東町）	自 本契約の翌日 至 平成28年10月31日	入札参加業者名 1. 東邦電設 株式会社 2. 株式会社 北海電材工事社 3. 株式会社 目黒電設  第1回目落札（落札率97.0%）

議案第13号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
北町団地2-1号 棟建設工事	指名競争入札 による落札	円 98,280,000	美瑛町丸山1丁目7番6号 新栄・大創経常建設共同企業体 代表取締役 山本 正

(参考資料)

工事内容	工期	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住棟</li> <li>木造2階建て共同住宅</li> <li>1LDK2戸、3LDK2戸</li> <li>建築面積 173.18㎡</li> <li>延床面積 328.90㎡</li> <li>・別棟物置</li> <li>鉄骨造平屋建て</li> <li>物置2戸用2棟</li> <li>床面積 12.96㎡</li> <li>建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事 各一式</li> </ul>	自 本契約の翌日 至 平成28年11月25日	入札指名業者名 1. 荒井建設 株式会社 2. 株式会社 清水組 3. 畠山建設 株式会社 4. 株式会社 廣野組 5. 株式会社 盛永組 6. 新栄・大創経常建設共同企業体  第1回目落札（落札率97.4%）



議案第14号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
保育センター増築工事	指名競争入札による落札	円 117,612,000	美瑛町西町1丁目1番2号 株式会社 清水組 代表取締役 古川 博士

(参考資料)

工事内容	工期	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存保育所内部改修工事</li> <li>・既存保育所増築工事 平屋RC造 94.33㎡</li> <li>・渡り廊下棟増築工事 平屋RC造 13.84㎡</li> <li>・保育センター増築工事 平屋木造 172.24㎡</li> </ul> 建築主体、電気設備、機械設備工事各一式	自 本契約の翌日 至 平成29年1月31日	入札指名業者名 1. 荒井建設 株式会社 2. 株式会社 清水組 3. 新栄・大創経常建設共同企業体 4. 畠山建設 株式会社 5. 株式会社 廣野組 6. 株式会社 盛永組  第1回目落札 (落札率 98.8%)

議案第15号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
丸山通り線 道路改良舗装工事 (第2工区)	指名競争入札 による落札	円 100,224,000	美瑛町栄町4丁目4番13号 浜塚建設工業 株式会社 代表取締役社長 濱塚 努

(参考資料)

工事内容	工期	その他
道路改良・舗装 L=100m 電線類地中化工事 道路土工、排水構造物工、 舗装工、構造物撤去工、 縁石工、区画線工、電線 共同溝工 各一式	自 本契約の翌日 至 平成28年12月20日	入札指名業者名 1. 株式会社 清水組 2. 株式会社 第二工業 3. 株式会社 西森組 4. 浜塚建設工業 株式会社 5. フクハラ建運 株式会社  第1回目落札(落札率97.8%)

議案第16号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
美沢小学校改修 工事	指名競争入札 による落札	円 111,132,000	美瑛町西町1丁目1番2号 株式会社 清水組 代表取締役 古川 博士

(参考資料)

工事内容	工期	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎棟</li> <li>2階建RC造</li> <li>延床面積 1,244.57㎡</li> <li>建築主体、電気設備、 機械設備工事各一式</li> <li>・体育館棟(外壁改修)</li> <li>平屋建S造</li> <li>外壁面積 289㎡</li> <li>建築主体工事一式</li> </ul>	自 本契約の翌日 至 平成28年10月28日	入札指名業者名 1. 荒井建設 株式会社 2. 株式会社 清水組 3. 株式会社 橋本川島コーポレーション 4. 畠山建設 株式会社 5. 株式会社 廣野組 6. 株式会社 盛永組  第1回目落札(落札率98.2%)

議案第17号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

# 総合整備計画書

北海道 美瑛町 旭辺地  
(辺地の人口 89人、面積 14.2 km<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称  
上川郡美瑛町字旭
- (2) 地域の中心の位置  
上川郡美瑛町字辺別太536番170
- (3) 辺地度点数  
156点

## 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 本路線は、地区の主要幹線道路であり、近年の交通量増加に伴い舗装のクラック等による、老朽化が著しく進行しており、安全な通行に支障をきたしているため舗装の再整備を図る。
- ・ 消防施設 ～ 本事業は、地区における消防ポンプ自動車を更新整備するものである。老朽化が著しく、業務に支障をきたしているため本事業を進め、防災体制の万全を図るものである。

## 3. 公共的施設の整備計画 平成28年度から 平成32年度までの 5年間 (単位：千円)

施設名	事業主体名	区 分	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
道 路 (北瑛旭第6線道路整備 事業ほか2事業)	美瑛町		693,000	450,450	242,550	229,800
消 防 施 設 (旭地区消防ポンプ車 購入事業)	大雪消防組合		24,613		24,613	22,100
合 計			717,613	450,450	267,163	251,900

4. 公共的施設の整備計画内訳

[辺地名 旭 辺地]

(単位：千円)

施設名	事業名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道 路	北瑛旭第6線道路整備事業	美瑛町	281,000	182,650	98,350	93,300
	旭千代ヶ岡線道路整備事業	美瑛町	137,000	89,050	47,950	45,300
	旭美瑛線道路整備事業	美瑛町	275,000	178,750	96,250	91,200
	小 計		693,000	450,450	242,550	229,800
農 道						
飲料水 供給施設						
消防施設	旭地区消防ポンプ車購入事業	大雪消防組合	24,613		24,613	22,100
除雪機械						
合 計			717,613	450,450	267,163	251,900

# 総合整備計画書

北海道 美瑛町 五稜・美園辺地  
(辺地の人口 108人、面積 19.7 km<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称  
上川郡美瑛町字五稜、美園
- (2) 地域の中心の位置  
上川郡美瑛町字ルベシベ7374番5
- (3) 辺地度点数  
204点

## 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 本路線は、地区の主要幹線道路であり、近年の交通量増加に伴い舗装のクラック等による、老朽化が著しく進行しており、安全な通行に支障をきたしているため舗装の再整備を図る。

## 3. 公共的施設の整備計画 平成28年度から 平成32年度までの 5年間 (単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
道 路 (美園村山線道路整備 事業)	美瑛町		420,000	210,000	210,000	199,400
合 計			420,000	210,000	210,000	199,400

# 総合整備計画書

北海道 美瑛町 朗根内辺地  
(辺地の人口 100人、面積 8.4 km<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称  
上川郡美瑛町字朗根内
- (2) 地域の中心の位置  
上川郡美瑛町字朗根内5番15
- (3) 辺地度点数  
147点

## 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 本路線は、朗根内地区と美瑛市街地を結ぶ町道で、主に農林業用作業道路としても利用されているため交通量が多い路線である。現在道幅が狭く、作業車等交通に支障をきたしている。よって、本路線を整備し大型車を含む車両の通行の安全を確保する。

## 3. 公共的施設の整備計画 平成28年度から平成32年度までの5年間 (単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (朗根内上俵真布線道路 整備事業)	美瑛町	417,000	271,050	145,950	138,400
合 計		417,000	271,050	145,950	138,400



議案第18号

北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1-973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局（34）の項中「（34）」を「（33）」に改め、「、北空知学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、北空知学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第19号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「健全化を」を「健全化に」に改める。

第3条中「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改める。

第5条の表中「市にあっては、通じて1人町村にあっては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあっては通じて1人、町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域」に改める。

別表を次のように改める。

別表

組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合

(1) 市町村

区 分	市 町 村
市	根室市、滝川市、江別市、深川市、砂川市、富良野市、恵庭市、伊達市、芦別市、歌志内市、赤平市、美瑛市、北広島市、石狩市、三笠市、士別市、北斗市、名寄市
石狩管内	当別町、新篠津村
渡島管内	松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、長万部町、森町、八雲町
檜山管内	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町

後志管内	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
空知管内	南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、栗山町
上川管内	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、幌加内町
留萌管内	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷管内	猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、枝幸町、幌延町
オホーツク管内	美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、遠軽町、大空町、湧別町
胆振管内	厚真町、豊浦町、壮瞥町、白老町、安平町、むかわ町、洞爺湖町
日高管内	平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、日高町、新ひだか町
十勝管内	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、豊頃町、浦幌町、足寄町、陸別町
釧路管内	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室管内	別海町、標津町、中標津町、羅臼町

(2) 一部事務組合及び広域連合

区分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内	石狩北部地区消防事務組合、石狩東部広域水道企業団、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、石狩西部広域水道企業団、石狩教育研修センター組合
渡島管内	山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合
檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、江差町ほか2町学校給食組合、檜山広域行政組合

後志管内	北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合
空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合
上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、土別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合
留萌管内	羽幌町外2町村衛生施設組合、北留萌消防組合
宗谷管内	南宗谷衛生施設組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、利尻郡学校給食組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合
オホーツク管内	斜里郡3町終末処理事業組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、遠軽地区広域組合、西紋別地区環境衛生施設組合
胆振管内	西胆振消防組合、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合
日高管内	日高東部衛生組合、日高地区交通災害共済組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高中部広域連合
十勝管内	南十勝複合事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝2町環境衛生処理組合、とかち広域消防事務組合
釧路管内	川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団
根室管内	根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第20号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「北空知学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

住 所	美瑛町東町1丁目
氏 名	奥 山 清
生年月日	昭和22年11月3日生

報告第1号

平成27年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

平成27年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2. 総務費	1. 総務管理費	村山旧デッカ跡地活用事業	5,500	5,500			5,500
		庁舎維持管理事業	16,706	16,706			16,706
		情報セキュリティ強化対策事業	11,182	11,182		国庫支出金 5,591	5,591
		情報ネットワーク構築事業 (地方創生加速化交付金)	3,000	3,000		国庫支出金 3,000	
		日本で最も美しい村推進事業 (地方創生加速化交付金)	1,000	1,000		国庫支出金 1,000	
		インバウンド戦略推進事業 (地方創生加速化交付金)	8,728	8,728		国庫支出金 8,728	
		十勝岳望岳台防災施設整備事業	236,698	236,698		国庫支出金 160,000 地方債 59,600	17,098
		十勝岳火山講演事業 (地方創生加速化交付金)	500	500		国庫支出金 500	
		十勝岳ジオパーク推進事業 (地方創生加速化交付金)	6,180	6,180		国庫支出金 6,180	
			総務費計	289,494	289,494		244,599
3. 民生費	1. 社会福祉費	年金生活者等支援臨時福祉給付金 支給事業	58,812	58,812		国庫支出金 58,812	
		民生費計	58,812	58,812		58,812	



(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
6. 農林水 産業費	1. 農業費	草地畜産基盤整備事業	16,240	16,240		道支出金 2,800 諸収入 13,440	
	2. 耕地費	農業農村整備関係負担金	143	143			143
		道営経営体農地集積促進事業補助金	5,875	5,875		道支出金 4,553	1,322
			農林水産業費計	22,258	22,258		20,793
7. 商工費	1. 商工費	「丘のまちびえい」魅力発信事業 (地方創生加速化交付金)	9,111	9,111		国庫支出金 9,111	
	2. 文化 スポーツ 振興費	郷土学館管理運営事業 (地方創生加速化交付金)	5,915	5,915		国庫支出金 5,915	
		商工費計	15,026	15,026		15,026	
8. 土木費	1. 土木 管理費	美瑛軟石取得管理事業	4,958	4,958			4,958
		土木費計	4,958	4,958			4,958
10. 教育費	1. 教育 総務費	学校給食管理運営事業	6,156	6,156			6,156
	2. 小学校費	ふるさと学習推進事業 (地方創生加速化交付金)	150	150		国庫支出金 150	
		教育費計	6,306	6,306		150	6,156
合		計	396,854	396,854		339,380	57,474

報告第2号

美瑛町土地開発公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、美瑛町土地開発公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜田 哲

## 平成27年度 事業報告書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

### 1 事業の概要

平成27年度は、平成10年に造成した「びばうし住宅団地」について、大阪、名古屋及び東京の3都市で開催された「北海道暮らしフェア2015」に分譲案内パンフレットを配置するなど、残分譲地5区画の販売促進に努めました。

また、美馬牛駅前広場については、昨年度実施した宅地造成調査設計を受けて、地域に対して整備計画等の説明と協議を継続して実施しました。

### 2 貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		固定負債	
現金及び預金	7,310,122	長期借入金	17,825,600
事業未収金	1,048,846	負債の部合計	17,825,600
公有用地	21,796,155	資本の部	
完成土地	22,841,021	資本金	
		基本財産	3,000,000
		準備金	
		前期繰越準備金	32,655,158
		当期純損失	484,614
		資本の部合計	35,170,544
資産の部合計	52,996,144	負債・資本の部合計	52,996,144

3 財産目録（平成28年3月31日現在）

（単位：円）

資産の部

1. 流動資産

(1) 現金預金

ア 普通当座預金	北海道銀行美瑛支店	4,310,122	
イ 定期預金	北海道銀行美瑛支店	3,000,000	7,310,122

(2) 事業未収金	大町団地		1,048,846
-----------	------	--	-----------

(3) 公有用地	美馬牛駅前広場		21,796,155
----------	---------	--	------------

(4) 完成土地	びばうし住宅団地		22,841,021
----------	----------	--	------------

資産合計 52,996,144

負債の部

1. 固定負債

(1) 長期借入金	美瑛町財政調整基金		17,825,600
-----------	-----------	--	------------

負債合計 17,825,600

純正味財産 35,170,544

4 損益計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：円）

(1) 事業収益

①公有地取得事業収益		0
------------	--	---

(2) 事業原価

①公有地取得事業原価		0
------------	--	---

事業総利益 0

(3) 販売費及び一般管理費

①人件費	44,000	
②経費	448,866	492,866

事業損失 492,866

(4) 事業外収益

①受取利息	752	
②雑収益	7,500	8,252

(5) 事業外費用

①支払利息		0
-------	--	---

經常損失 484,614

当期純損失 484,614

平成28年度事業計画及び収支計画  
(平成28年4月1日から平成29年3月31日)

1 事業計画

保有土地の管理、処分等により、地域コミュニティの振興等を図るため、「びばうし住宅団地」の残分譲地5区画の販売促進に努めます。また、美馬牛駅前広場については、引き続き地域との協議を重ね、秩序ある整備を進めてまいります。

2 収支計画

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 事業収入	5,016,000	土地売却収入
2 事業外収入	8,000	
(1) 利子収入	1,000	預金利息
(2) 雑収入	7,000	北電等電柱土地使用料
3 借入金	1,000	短期借入金
4 繰越金	7,310,000	
(1) 現金・預金	4,310,000	
(2) 基本金	3,000,000	
計	12,335,000	

支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 事業費	6,000	
(1) 土地取得費	2,000	
(2) 土地造成費	4,000	宅地造成費
2 管理費	686,000	
(1) 事業管理費	534,000	保有地草刈
(2) 一般管理費	152,000	報酬、法人税
3 借入償還金	5,000,000	長期借入金
4 事業外支出	1,000	
5 繰越金	6,642,000	
(1) 現金・預金	3,642,000	
(2) 基本金	3,000,000	
計	12,335,000	

報告第3号

有限会社美瑛物産公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社美瑛物産公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

# 第 1 1 期営業報告書

(平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで)

## 1 営業の概要

### (1) 営業の経過及び成果

(有)美瑛物産公社は、美瑛町の地場産業の振興に寄与することを目的に、平成 1 8 年 1 月 1 9 日設立され、平成 1 8 年 4 月オープンした物産販売施設「丘のくら」の運営を主に、以来情報の収集と提供、特産品等の研究開発及び製造、展示販売等を推進してきました。また、平成 1 9 年 4 月 2 8 日に道内 9 7 番目となる、道の駅びえい「丘のくら」として再出発し 9 年が経過したところです。

前年において、町内の観光客は過去最高の 1 7 9 万人となりましたが、本年は微減となるとともに、日本人観光客の減少や長引く国内の景気の低迷による消費不振等が続く中、消費税増税の影響により購買が減少しております。特に物産販売の減少が顕著であり、本施設への年間入場者数も約 2 8 万 1 千人と前年度対比約 1 . 8 % の減となりました。また、前期は 1 0 年経過する施設の修繕もあり経常利益 4 0 2 千円でありましたが、今決算では、経費削減に努めることにより経常利益 1 , 5 3 5 千円と成績を伸ばすことができました。次年度においても、引き続き魅力的な商品の開発並びに来場者に対するより一層のサービスを心がけ安定した経営を目指します。

### (2) 営業成績及び財産の状況の推移

総売上高	92,707,670 円
経常利益	1,535,221 円
当期純利益	1,454,735 円
総資産	16,131,835 円

## 2 貸借対照表

(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	16,131,835	流動負債	5,170,026
現金・預金	12,291,475	買掛金	2,954,973
売掛金	720,524	預り金	1,111,453
棚卸し	3,118,540	未払法人税等	80,000
仮払金	1,296	未払消費税等	1,023,600
		資本金	10,961,809
		資本金	5,000,000
		利益剰余金	5,961,809
資産の部合計	16,131,835	負債資本の部合計	16,131,835



3 損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:円)

(営業損益の部)

1. 総売上高			
飲食部門	34,125,115		
物販部門	47,593,588		
委託販売手数料	5,537,309		
施設使用料	166,320		
受託業務部門	5,250,800		
ネット販売部門	<u>34,538</u>	92,707,670	
2. 売上原価			
期首棚卸高	3,161,755		
仕入高	46,865,970		
期末棚卸高	<u>3,118,540</u>	46,909,185	
売上総利益			45,798,485
3. 販売費及び一般管理費			
販売費	27,750,124		
一般管理費	<u>17,598,491</u>	45,348,615	
営業利益			<u>449,870</u>

(営業外損益の部)

4. 営業外収益			
受取利息及び配当金	2,831		
その他雑収入	<u>1,082,520</u>	1,085,351	
営業外収益			<u>1,085,351</u>

経常利益			<u>1,535,221</u>
税引前当期利益			<u>1,535,221</u>
法人税及び住民税			<u>80,486</u>
当期純利益			<u><u>1,454,735</u></u>

#### 4 財 産 目 録

平成28年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
普通預金	10,247,609	北海道銀行美瑛支店
	612,100	旭川信用金庫美瑛支店
	724,604	美瑛町農業協同組合本所
	34,538	住信SBIネット銀行
現金	672,624	小口現金(釣り銭等)
計	12,291,475	

#### 第12期事業計画及び収支計画

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

##### (1) 事業計画

本年度より、ホテル「ラヴニール」の運営もあわせて指定管理者となることから、道の駅では美瑛町の地場産業の振興に寄与することを目的に、営業の核となる物産販売施設を最大限に活用し、情報の収集と提供、展示販売、特産品の研究開発及び製造等を推進する。ホテルにあっては、観光客と体験をセットにしたツアーを企画する等、またホームページの充実を図り、集客に努めるとともに相互の連携から収益増を目指す。

##### (2) 収支計画

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
1. 営業収益	165,085,000	
(1) 飲食販売収益	49,695,000	自店売上(食堂・レストラン等)
(2) 物販販売収益	49,392,000	自店売上(特産品展示販売)
(3) 委託販売収益	5,412,000	委託販売手数料
(4) 施設使用料	173,000	施設使用料
(5) 宿泊料	45,693,000	ホテル宿泊料等
(6) 体験使用料	1,000,000	体験使用料
(7) 受託業務収益	13,375,000	指定管理委託料等
(8) その他	345,000	自動販売機・貸室使用料等
2. 営業外収益	800,000	預金利息他
収入合計	165,885,000	

## 支 出

(単位:円)

科 目	予 算 額	説 明
1. 営業費用	160,085,000	
(1) 仕入原価	52,715,000	飲食・物販・体験
(2) 一般管理費	38,931,000	修繕費、消耗品費、光熱水費他
(3) 販 売 費	68,439,000	人件費、荷造包装費、リース料他
2. 租税公課	5,000,000	消費税・法人事業税(国・道・町)
支 出 合 計	165,085,000	

報告第4号

一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

## 第7期事業報告書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の経過及び成果

一般財団法人美瑛町農業振興機構は、美瑛町において地域農業を担う人づくり、農用地の利用調整事業を中心に各種農業政策事業推進と農業情報を一元化することにより、農業者の利便性と農業の生産性の向上を図り、地域農業の振興に寄与することを目的として設立され、各種の事業を実施しました。

担い手育成対策事業では、公益財団法人北海道農業公社等の各種支援事業の活用と美瑛町担い手総合推進事業による各種支援・助成事業を実施し、2年間の長期農業研修を修了する新規就農予定者に対して就農に向けた調整を行いました。

農地の流動化対策では、美瑛町農業委員会等と連携し、農地売買支援事業等を活用しながら、規模拡大農業経営者に対し効率的な農用地の利用集積を図りました。

農業経営の安定を目的とする経営所得安定対策では、農業者への的確な事業内容の周知を行うとともに、受付及び交付事務等を迅速に行い事業の推進を図りました。また、生産コスト低減の取り組みを支援する稲作農業の体質強化緊急対策事業や低コスト・高収益な産地体制への転換を図るため攻めの農業実践緊急対策事業に取り組むことにより、農業者の所得確保と農業経営の安定化を図りました。

土づくり対策事業では、引き続き土壌診断事業、緑肥事業、堆肥運搬支援事業を実施し、農地の地力の維持・保全に努めました。

農業技術研修センター（みのり）では、町より指定管理を受け、町民農園、土壌診断及び加工研修に取り組み、農業を通じた町民の交流と情報交換の場として施設の活用を図りました。また、農作物の研究試験栽培や展示圃の保安全管理に努める等、本町の農業振興の拠点施設として運営管理に努めました。

また、本年度から国の多面的機能支払交付金を活用した事業を実施する美瑛町広域環境保全協議会広域協定運営委員会の事務局業務を担い、地域の共同活動を支援しました。

(2) 事業成績及び財産の状況の推移

経常収益	149,471,059円
経常費用	148,858,523円
当期正味財産増減額	612,536円
正味財産期首残高	5,131,335円
正味財産期末残高	5,743,871円

2 貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,375,448	流動負債	3,631,577
現金・預金	6,918,654	未払金	3,402,554
未収金	2,456,794	預り金	229,023
		正味財産	5,743,871
		正味財産	5,743,871
資産の部 合 計	9,375,448	負債・正味財産の部 合 計	9,375,448

3 財産目録

平成28年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
普通預金	6,918,654	美瑛町農業協同組合本所
計	6,918,654	

4 正味財産増減計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
1 経常収益	
(1) 基本財産運用益	1,855
(2) 事業収益	62,218,920
(3) 受取負担金	32,030,599
(4) 受取補助金	55,158,685
(5) 雑収益	61,000
経常収益計	149,471,059
2 経常費用	
(1) 運営費	26,602,481
(2) 担い手育成対策事業	27,263,151
(3) 土づくり対策事業	77,770,522
(4) 指定管理事業	9,728,069
(5) 農業振興総合対策事業	109,311
(6) 多面的機能支払交付金事業	7,384,989
経常費用計	148,858,523
当期経常増減額	612,536
3 経常外収益	
(1) 経常外収益	0
経常外収益計	0
4 経常外費用	
(1) 経常外費用	0
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期正味財産増減額	612,536
正味財産期首残高	5,131,335
正味財産期末残高	5,743,871

## 第8期事業計画及び収支計画

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

### 1 事業計画

本町農業の振興に寄与することを目的に、農業の基盤である担い手と農地の確保による「人と農地」の一体化を図りながら、各種農業振興策推進のための機能と情報を一元化し、地域農業振興に向けた関連事業を推進します。

### 2 収支計画

#### 収入

(単位:円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 基本財産運用収入	2,000	基本財産利息
2 負担金収入	37,593,000	
(1) 町負担金	18,495,000	
(2) 農協負担金	19,098,000	
3 補助金収入	61,364,000	中山間補助金
4 事業収入	68,740,000	堆肥運搬支援事業、受託事業等
5 雑収入	28,000	
計	167,727,000	

#### 支出

(単位:円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 運営費	29,170,000	給料、法定福利費、賃借料等
2 事業費	138,477,000	
(1) 担い手育成対策事業	30,895,000	担い手育成支援等
(2) 土づくり対策事業	86,628,000	緑肥、堆肥運搬支援等
(3) 指定管理事業	9,118,000	農業技術研修センター指定管理
(4) 農業振興総合対策事業	150,000	調査研究旅費等
(5) 多面的機能支払交付金事業	11,686,000	広域環境保全協議会運営事業
3 予備費	80,000	
計	167,727,000	



報告第5号

一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成28年6月16日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

## 第4期事業報告書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日)

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の経過及び成果

当法人は、本町の農林業、商工業、観光業が相互に連携し、まちづくりの主体として各種事業の推進により、まちづくりの振興に寄与することを目的に平成24年10月1日設立しました。

当法人の目的達成に向けては、地域課題の整理や目標の設定、基本理念、今後の事業展開の方向性等を示す「丘のまちびえい活性化プラン」の実現化に向けて各種事業を展開しました。

活性化プラン実現事業では、事業成果を高めるため既存の地域活性化事業の分析と評価を行い、地域活性化に実効性のある事業計画による地域コミュニティと地域経済の形成に向けた取り組みを実施しました。

特産品アンテナショップ事業では、東京のアンテナショップ「丘のまち美瑛」において、本町の農畜産物、農畜産加工品、特産品の販売と観光PR、移住促進等の取り組みを通して、知名度の向上と地域ブランドの推進に取り組みました。

産業振興研修助成事業では、本町の産業、経済の活性化のため、産業関係団体が実施する視察研修等に対する助成を行いました。

国際観光交流推進事業では、専門的人材の活用による国際観光交流の推進に向けた課題整理と今後の施策に向けた調査視察を実施し、増加する海外観光客に対しての情報発信戦略と受入体制の整備の推進に取り組みました。

美瑛ブランディング事業では、美瑛プレミアムブランド「ピエイティフル」を立ち上げ、美瑛プレミアムブランドに相応しい5商品を認定し、ブランドの情報発信と普及に向けた取り組みを実施しました。

6次産業化事業では、美瑛産の野菜等を活用した製品の事業化の一環として美瑛産トマトを活用したトマトジュースの商品開発の支援と普及に向けた取り組みを実施しました。

地域食材活用普及事業では、美瑛産食材を活用したメニューや商品ブランド化を推進する取り組みとして、美瑛豚を活用したびえい豚テキメニューの普及に向けた活動等を実施しました。

また、昨年8月にオープンした美瑛町活性化交流施設ピ・エールの指定管理者として、子どもから高齢者の交流の場や休憩、滞留の場を提供するとともに、地域の芸術文化や食を発信し、中心市街地への交流人口増加促進に取り組みました。

(2) 事業成績及び財産の状況の推移

経常収益	71,485,291円
経常費用	70,333,488円
当期正味財産増減額	942,103円
正味財産期首残高	3,056,270円
正味財産期末残高	3,998,373円

2 貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,009,263	流動負債	8,010,890
現金・預金	11,081,900	未払金	7,623,751
未収金	504,260	未払法人税	209,700
棚卸資産	313,103	預り金	177,439
仮払金	110,000		
		正味財産	3,998,373
		正味財産	3,998,373
資産の部合計	12,009,263	負債・正味財産の部合計	12,009,263

3 財産目録

平成28年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
普通預金	7,826,760	美瑛町農業協同組合本所
	3,199,968	旭川信用金庫美瑛支店
	55,172	北海道銀行美瑛支店
計	11,081,900	

4 正味財産増減計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日）

（単位：円）

科 目	金 額
1 経常収益	
（1）基本財産運用益	2,744
（2）受取補助金	41,626,000
（3）受取負担金	25,063,000
（4）雑収益	4,793,547
経常収益計	71,485,291
2 経常費用	
（1）運営費	22,164,786
（2）活性化プラン実現事業	2,970,000
（3）特産品アンテナショップ事業	7,000,000
（4）産業振興研修助成事業	2,299,000
（5）国際観光交流推進事業	1,661,507
（6）美瑛ブランディング事業	4,203,441
（7）6次産業化事業	589,721
（8）地域食材活用普及事業	167,975
（9）丘のまち交流館管理運営事業	24,700,234
（10）西美の杜美術館管理運営事業	4,576,824
経常費用計	70,333,488
当期経常増減額	1,151,803
3 経常外収益	
（1）経常外収益	0
経常外収益計	0
4 経常外費用	
（1）経常外費用	0
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,151,803
法人税、住民税及び事業税	209,700
当期正味財産増減額	942,103
正味財産期首残高	3,056,270
正味財産期末残高	3,998,373

## 第5期事業計画及び収支計画

(平成28年4月1日から平成29年3月31日)

### 1 事業計画

本町のまちづくりの振興に寄与することを目的に、地域活性化に向けた基本的な方針を示す「丘のまちびえい活性化プラン」の具体化を目指し、地域価値向上の取り組みを重点的に、特産品アンテナショップ事業、国際観光交流推進事業、美瑛ブランディング事業や地域食材活用普及事業等、地域活性化に向けた関連事業を推進します。

また、「丘のまち交流館ピ・エール」を拠点としたまちの芸術や地域文化の魅力の発信、地域コミュニティや都市との交流の促進を図ります。

### 2 収支計画

#### 収入

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 基本財産運用収入	3,000	基本財産利息
2 補助金収入	52,976,000	美瑛町補助金
3 負担金収入	40,290,000	指定管理料等
4 雑収入	7,830,000	施設売上、使用料等
計	101,099,000	

#### 支出

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 運営費	24,460,000	賃金、法定福利費、賃借料他
2 事業費	76,609,000	
(1) 特産品アンテナショップ事業	5,000,000	広告宣伝等負担金
(2) 産業振興研修助成事業	5,000,000	
(3) 国際観光交流推進事業	2,960,000	先進事例調査等
(4) 美瑛ブランディング事業	8,780,000	美瑛ブランド商品普及発信等
(5) 特産物開発PR支援事業	1,340,000	商品開発事業等支援等
(6) 地域食材活用普及事業	856,000	美瑛産食材普及等
(7) 情報発信事業	4,554,000	WEB携帯端末対応等
(8) 丘のまち交流館運営事業	42,624,000	ピ・エール施設管理運営
(9) 西美の杜美術館運営事業	5,495,000	
3 予備費	30,000	
計	101,099,000	